

分家大名が本家大名に果たした役割

——鴨方池田家池田政倚を事例に——

藤 尾 隆 志

はじめに

近年、大名の本家・分家関係の研究の蓄積が進んでいる。これまでの研究は、本家が分家をいかに従属させていたか、あるいはしようとしていたか、という視点から考察が進められてきたことが特徴である。^①

筆者は以前に、岡山池田家とその分家である鴨方・生坂両池田家の関係を考察した。両分家は寛文一二年（一六七二）、岡山藩主池田光政が嫡男綱政に家督を譲った際に、光政の庶子政言と輝録に分知が認められて、成立した家である。三家の関係を検討した結果、①岡山池田家つまり本家側では、朱印状の交付の有無に関係なく、分家領を自らの領地同様に扱うことが可能であること。②分家は本家からみれば家臣同様であり、分家側も本家の援助なしにはなりたないことを自覚していたこと。その一方で、③分家側が本家領内で行動する事例が確認でき、本家・分家の領地の垣根を超えた行動が確認できることを指摘した。^②

本稿はその続きとして、鴨方池田家が本家である岡山池田家に果たした役割を考察するものである。

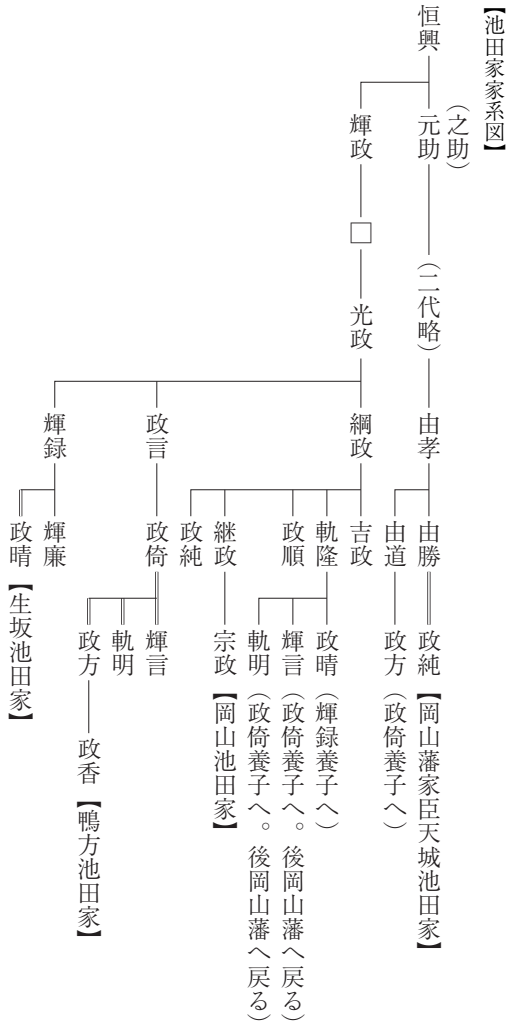
分家が本家に果たした役割については、野口朋隆氏の先行研究がある。氏は、本家が分家を創設する意義として、①血統・家の維持、②重臣対策、③庶兄対策、④幕府への出仕や奉公、⑤本家の後見や名代、⑥「証人（人質）」として参府、⑦愛情による分知、をあげる。^③

また、氏は佐賀藩鍋島家の検討を行い、鍋島家の分家大名である「三家」の近世初期の江戸表での活動として、①幕府との交渉、②国許への情報伝達、③本家の名代（後見）をあげる。^④野口氏のこれらの研究成果は、全体として近世初頭を中心としており、近世を通して分家がどのような役割を果たしたかは、検討の余地が残されていると考える。

ところで、本家と分家の関係を考察する際には、①一家の本家と分家の関係を深く掘り下げて検討する。②複数の家を素材にして比較対照を行う、という二つの手法がある。どちらも有効であるといえる。このうち、「分家が本家に果たした役割」という視点から言えば、現在のところ①についてはまだ低調であると言える。また、本家・分家

関係の考察といえ、本家と分家の対立といったような、ある特定の事象を素材にして、検証されることが多かった。もちろん、そのような「非常時」だからこそ、両者の関係が鮮明にみえてくることは多い。しかしながら、一方で本家と分家の「平時」の関係を丹念に追う必要もあるのではないだろうか。そこで、本稿では岡山池田家と鴨方池田家の交流を通しての「平時」と、本家・分家それぞれの家督相続問題をめぐる「非常時」の両面をとらえることにする。そのうえで、分家側が本家に対してどのような役割を果たしたか、または本家からどのような役割を求められたか、を検討する機会としたい。具体的には鴨方池田家二代目の政倚を素材として検討を進めたい。

池田政倚は寛文九年（一六六九）、鴨方池田家初代政言の嫡男として誕生し、元禄一三年（一七〇〇）に父の死去に伴い家督を相続し



た。元文三年（一七三八）、養子政方に家督を譲り、延享四年（一七四七）に死去した。政倚に注目するのは、以下の理由による。彼が当主だった宝永六年（一七〇九）、鴨方藩は岡山藩とは別財政となり、鴨方領内の役人は鴨方藩士が任命されることになった。つまり、鴨方藩は岡山藩から独立した形となったのである⁵。実際には、この後も岡山藩の援助なしに成り立たなかつたのであるが、政倚の時代に鴨方藩の基礎は確立したといえる。そのため、政倚と本家藩主の関係を検討することは、近世を通じた鴨方池田家と岡山池田家の関係を知る有効な手段になると考えるからである。

一 『日次記』からみた岡山池田家と鴨方池田家の関係

まずは、「平時」の鴨方池田家の果たした役割についてみていきたい。表は、宝永四年の岡山藩側の日記をもとに、政倚が岡山城や江戸の岡山藩邸などを訪れた日にちをまとめたものである。政倚が訪れる目的は多岐にわたるが、ここでは（1）年頭儀式（2）宗廟における祭礼（3）東照宮祭礼（4）綱政と政倚の交流（5）鴨方池田家の吉事（6）岡山藩と幕府・諸大名、に注目して検証していくことにしよう⁶。

表 宝永4年より、池田政倚の岡山藩内での活動一覧

月	日 (内容)	備考
1	1 (年頭儀式として綱政に挨拶)、3 (対面)、9 (能を舞う)、12 (具足飾り)、15 (対面)、16 (対面)、18 (対面)、23 (松平土佐守・三浦備後守御出、能を舞う)、24 (料理差上げの御礼。面会せず)、27 (政倚・輝録より年始の御料理差上げ)、28 (対面)	
2	1 (能を舞う)、4 (対面、能見物)、10 (対面)、11 (能見物)、15 (対面)、16 (綱政70歳の御賀)、18 (歌舞伎見物、対面)、21 (能見物)、28 (対面)	4日、政倚、幕府より仙洞使いの御馳走役仰せつけられる
3	1 (対面)、11 (対面し、院使が江戸を出立して、御馳走役を首尾よく勤めた旨を申し上げる)、15 (対面)、21 (能見物)、28 (対面)、29 (能を舞う)	
4	1 (対話)、3 (能見物)、6 (能を舞う)、7 (対面し、綱政と江戸城へ登城。幕府より池田政順の縁組について許可をうける)、12 (対面。幕府上使を迎える)、13 (対面)、14 (対面)、15 (対面)、16 (能見物)、17 (対面)、18 (政順縁組内悦の料理を受ける)	18日、政倚が参勤交代で岡山へ出立。28日、綱政が参勤交代で岡山へ出立
5	15 (綱政、岡山藩領内の牛窓に着船。川口まで御迎え。綱政が岡山帰城後に対面)、16 (対面)、22 (廟参)、28 (対面)	
6	1 (対面)、3 (綱政と相伴にて朝食、能を舞う)、10 (能を舞う)、13 (対面)、15 (対面)、16 (能を舞う)、18 (能を舞う)、25 (対面)、28 (対面)	
7	1 (廟参の名代。対面)、3 (対面)、4 (対面)、5 (能を舞う)、7 (対面)、10 (対面)、14 (対面)、15 (対面)、18 (対面)、21 (対面。能を舞う)、22 (対面)、25 (対面)、26 (能を舞う)	
8	1 (綱政の廟参名代。対面)、6 (対面)、10 (対面)、13 (能を舞う)、15 (対面)、18 (能見物)、23 (能を舞う)、26 (対面)、27 (宗廟の中秋御時祭で綱政の名代を勤める)、28 (能を舞う)	
9	1 (対面)、2 (能を舞う)、5 (能を舞う)、8 (対面)、9 (対面)、13 (対面)、15 (対面)、17 (東照宮祭礼に参加)、18 (能を舞う)、21 (能を舞う)、23 (能を舞う)、25 (対面)、29 (対面。国清寺での法事に参加)	
10	1 (廟参名代。対面)、2 (能を舞う)、3 (能を舞う)、4 (能見物)、8 (対面)、10 (対面)、14 (対面)、15 (対面)、18 (対面)、21 (対面)、25 (対面)、28 (対面)	
11	1 (廟参名代。対面)、4 (対面)、7 (対面)、10 (能を舞う)、13 (能を舞う)、15 (対面)、16 (能を舞う)、19 (対面。能を舞う)、21 (綱政の御膳の相伴)、26 (能を舞う)、28~30 (綱政が体調不良により御機嫌伺いの登城。面会はず)	
12	1 (廟参名代。対面)、3 (対面)、5 (能見物)、9 (能を舞う)、12 (対面)、14 (能を舞う)、15 (廟参名代。対面)、18 (能を舞う)、21 (能見物)、25 (能を舞う)、27 (対面)、28 (対面)、30 (廟参名代。対面)	

※対面はすべて綱政とのもの
 神原邦男編『岡山藩主池田綱政の日記』(宝永四年)より作成

(1) 年頭儀式

まずは、岡山での様子をみていこう。岡山での年頭儀式は、城内にある招雲閣で行われる。家臣団が御礼をする前に親類(分家含)が藩主に面会して、献上物が渡される。ここでは元禄一七年(宝永元一七〇四)一月一日の様子をとりあげる。⁽⁷⁾

一、正月朔日卯刻御表江御出、御廟參、御直垂、招雲客御床忠孝御掛物御拝、

一、招雲閣、内匠殿^(政飾)、主膳様^(執膳)、正千代様御礼、御太刀目録、日置猪右衛門披露、長上下也、御取次役納之、丹州殿^(稱懸)、大隅守殿御名代之御使者御目見、御太刀目録披露納メ、右同断、内匠殿、主膳様、正千代様御出座(中略)

一、招雲閣へ御出、年寄中、小仕置、稲川佐内、沢一学、太刀目録にて御礼、御取次役披露(中略)

一、巳ノ刻御書院番御出、池田三郎左衛門始、御礼段々相済(後略)

まず、分家や藩主の親族が藩主に御礼をして太刀を献上する。江戸におり参加出来ない者は名代が参加する。一連の儀式を終えて退座をした後に、家老以下の家臣が謁見する形式であった。

ここで、幕府の年頭儀式と比較したい。正月三が日、江戸城において將軍は諸大名の挨拶を受ける。まず御三家(江戸後期は御三卿も含む)と面会し、その後家門大名と会う。そして諸大名との面会を行う。⁽⁸⁾

要するに、岡山藩の儀式は江戸城での將軍と諸大名との謁見のミニチュア版とも言える構造である。幕府内で御三家・御三卿が高い格式

であったのと同様、岡山藩内で分家は高い格式を与えられていたのである。

続いて、江戸での年頭儀式も確認しておきたい。宝永四年(一七〇七)一月一日の様子である。⁽⁹⁾

一、仙遊閣御床ニ宸筆忠孝御掛物掛置之、如例年御拝被遊、

(中略)

一、三左衛門様御出、忠孝御掛物御拝被遊、済テ御掛物御掛替、御飾物ハ、御数寄方ニ留置故、略之、

一、小書院ニテ、三左衛門様年始之御礼被仰上、御太刀池田刑部長上下披露之、則刑部納之、御礼所図ニ記之、

一、三左衛門様御着座、御蓬菜出ス、追付御退出、

一、仙遊閣ニテ朝御膳被召上、常之御膳具也、二汁五菜、御肴数ノ子、御吸物鶴、御銚子三献被召上、御銚子入之、

一、小書院ニ而主膳様御太刀、池田刑部披露之、則納之、主膳様御名代今回茂大夫

一、池田内匠殿御出、年頭御礼被仰上、御太刀池田刑部披露之、則納、畢而御着座、御蓬菜出ス、塗木具ニ而鱒之御吸物出ル、御土器水野梶之丞、御肴青地亦吉、御銚子森本吉之丞、提子志水藤之丞、少将様御盃被召上、内匠殿江被進、御肴被進、内匠殿少将様江御盃御上ケ、御肴被進、御納之御銚子、御肴、御土器段々入之、但、御給仕之者、何茂長上下也、

(中略)

一、追付御出、小書院ニ御着座、池田刑部、池田佐兵衛、稲川佐内、沢一学、太刀ヲ以テ御礼申上ル、御取次役披露之、則納之

(後略)

若君である政順が御礼し、その後庶子である軌隆の太刀が献上される。その後政倚が御礼して太刀を献上し、以下重臣たちが挨拶を行う。

大まかな流れは岡山での場合と同じようにみえるが、一つ異なるのは、生坂池田家の池田輝録の名前が見えないことである。実は輝録も同日に綱政に御礼をしたものの、それは家臣や諸大名からの挨拶が終わってからであった。輝録は幕府で奏者番を勤めており、幕府の年頭儀式を優先してから、岡山藩邸に訪れたのだと考えられる。幕府の儀式が藩の儀式にも影響を与えていたことが指摘できる。

(2) 宗廟における祭礼

次に、池田家の先祖を祀った「御廟」(宗廟)をめぐる分家の役割と活動をみていこう。

宗廟は池田光政に整備された。岡山城内におかれ、池田家の祖である輝政夫妻などを祀る。近藤萌美氏によると、祭祀の定式は綱政期に決まり、定例の正月、仲春(二月)、光政忌祭、仲秋(八月)、参勤交代の出入り、告婚の儀があった。また、仲春の祭には、一族、家老、番頭、組頭が参加し、祭祀後の会食に、藩士への知行宛行の折り紙の下渡と、藩士の登城、帳付が行われた。特に知行宛行という行為が祭祀の後に行われるのは、藩主と藩士の間で個人的に行われるものではなく、「輝政以来の普遍的な関係性の中で位置づけられている可能性」がある⁽¹⁰⁾と指摘している。いずれにしても、宗廟は岡山藩にとって非常に重要な存在であった。

まず、「廟参」からみていきたい。岡山藩主は月に二回、特に毎月一日には藩主自身が「廟参」を行っていた。

元禄一五年(一七〇二)三月三日に綱政が宗廟に参る際には、政倚が先に参って藩主を「御待」している。いわば先払いのような形である⁽¹¹⁾。また、綱政は必ずしも自ら廟参を行わず、代理のものを「名代」として遣わしていたが、政倚が「名代」を担うようになり、『日記』の宝永六年(一七〇九)八月一日の項では「如毎為御名代、池田内匠殿御越被遊ル」と記し、政倚が代参することがほぼ形式付けされていた⁽¹²⁾。

春と秋の二回に行われる「御時祭」でも同様であった。宝永四年(一七〇七)八月二七日の項では、仲秋の御時祭において綱政が「御不快」であるため、政倚が代参を勤めるとともに、「御時祭之役人」を差配しているのが確認できる⁽¹³⁾。同じく宝永六年の秋の御時祭では綱政の体調にかかわらず、政倚が「名代」を勤めているのが確認できる⁽¹⁴⁾。本来は本家の役割であったものが、分家の役割へと変化していく様子がうかがえる。

(3) 東照宮祭礼

岡山で行われる祭礼として、もうひとつ東照宮祭礼をとりあげる。岡山城下の東照宮は、綱政の先代である池田光政によって勧請され、近世においては岡山藩主導のもとで町方民衆も参加する大規模な祭礼が執り行われていた⁽¹⁵⁾。その際、本家である岡山藩主の行動にあわせて政倚の動きが確認できる。ここでは、宝永四年九月一七日の祭礼の流れから、政倚の動きを追ってみよう⁽¹⁶⁾。

(前略)

一、於招雲閣門務院御祈禱御札指上ル、佐内も御前へ罷出ル、
一、卯ノ下刻御後園へ御越被遊、延養亭ニテ御膳被召上ル、内匠殿御出、同所ニテ御対面、

一、神輿、京橋迄御成之御左右有之、辰ノ中刻御旅所へ御出被遊、
(中略) 川手北ノ御門々御出、御船ニ被為召、内匠殿御同舟也、
御船着ヨリ御古屋迄御先立茨木左大夫、御帰ニ、小島権内御供之内ヨリ相動ル、神輿御通り之節、栗石迄御出被遊(中略)

一、巳ノ下刻神輿御旅所へ被為入、御供物備、音楽有之、勤経相濟、門田市郎兵衛御左右申上ル、神前へ御出、御幣拝、御酒御頂戴、内匠殿右同断、畢而当年御拝領御馬牽出相伺、昔八内布衣ニテ乗之、次競馬段々有之、ねり物品々相渡り、供奉之面々罷通り相濟、御舟にて御帰被遊、直ニ御城へ被為入ル、

一、未ノ中刻還御被遊、御山へ池田七郎兵衛被遣
(中略)

一、御祭礼相濟候為御悦、申ノ上刻内匠殿御登城被仰置、御帰り、
伊木将監、池田主殿、池田刑部、十倉市正、日置隼人、伊木長九郎、池田廣助、番頭、物頭、寄合組登城、御帳ニ付退出也

祭礼当日、政倚は御後園(現在の後楽園)の延養亭にて綱政と面会する。次に、綱政が乗船する際には同乗する。また、神輿が御旅所に入り、綱政が神前へ出、御幣を拝し、御酒を頂戴するのに合わせて政倚も同じ作法で行う。最後に登城し、祭礼がすべて終わったことを綱政へ祝う。綱政と同じ行動をとるとはいえないが、多くの時間で従っていた。また、最後の御祝いも、岡山藩家臣に先立って綱政より「仰

置」れて登城していることも重要である。家臣より先に挨拶することが、分家としての格式であるとともに、本家より命じられて登城することが岡山藩内で求められていた分家の役割であったといえよう。

(4) 綱政と政倚の交流

綱政と政倚は普段はどのような交流があったのだろうか。政倚は江戸でも岡山でも頻繁に綱政と面会している。どのような会話をしていたかを記すものは少ないが、例えば、宝永四年の三月一日には、院使が江戸を出立し、政倚が院使の饗応役を無事につとめあげたことを報告している。(表参照)

両者の交流で、特に多いのは能である。岡山藩では江戸でも岡山でも頻りに能が催され、政倚も招かれて見物している。ところで、『日次記』には演者の名前も記されているが、そこに「内匠殿」と政倚の名前が散見しているのが注目される。綱政が見物する前で、政倚は自ら能を舞っていたのである。両者の関係は非常に緊密であり、良好であった。

(5) 鴨方池田家の吉事

次に、鴨方池田家が直接果たした役割ではないが、結果的に本家に貢献した事例として、鴨方池田家の吉事をとりあげたい。分家に吉事がある際には、岡山藩で祝儀が催された。ここでは、元禄一三年(一七〇〇)一〇月に、政倚が無事鴨方池田家の家督を相続できた際の様子を検討したい。¹⁷⁾

一、廿八日、内匠頭跡目御礼、御登城被仰上、御下城之節、御出、

綱政公、小書院御着座、内匠殿、長上下にて御礼、御太刀(目六一)二種、御太刀目録、服部図書、長上下にて披露之、「池田刑部煩候故、図書也」、御進物引、長熨斗鮑出之、内匠殿奥方方一種五百疋被差上、御使者笹岡平三郎、御目見、図書披露、

一、今晚内匠殿へ御祝儀小袖三一荷二種、奥方へ一種紗綾五卷、御使者中牟田三次郎、

さらに、同年一二月四日にも、家督の御祝儀として、岡山藩邸において料理が出された。⁽¹⁸⁾

一、内匠頭御家督御祝儀御招請、於小書院、三汁七菜御料理、御相伴にて出之、塗木具、御盃被進、内匠殿御頂戴之時、御役者、四海波謡之、御取肴被進、御頂戴御退候時、盛光之御腰物被進、池田刑部持出ル、御頂戴、御指候而御礼被仰上、御次江御持出、御土器御返上、此内御囃子三番有之、丹波守殿江綱政公方御盃被進、丹州殿方内匠殿江被進、丹州殿方御返盃、綱政公より内匠殿江被進、此時積土器、白三方載、外之御衆江引之、御酒廻ル、猩々切之時、内匠殿方綱政公へ御返盃、御納也、御盃事御取持大井庄十郎殿、

御一座

綱政公 御召物縋御小袖

内匠殿 丹波守殿 外記殿 池田帯刀殿

牧野監物殿 山内主膳殿 池田監物殿 榊原采女殿

大井庄十郎殿 池田織部殿

右之通小書院にて御相伴

一、今晚御姫様方へ内匠殿方三汁七菜之御料理被進、土佐操御見物

者来ル、

一、今朝内匠殿御家来四人へ二汁五菜御料理於広縁被下

一、今晚内匠殿方池田刑部初、番頭、物頭、頭分、御側医迄式拾八人御料理被下、

内匠殿へ被進物御腰物

盛光御刀 「長式尺五寸八歩代金三枚五両札」三所物金籠

祝儀では、綱政と政倚の他、生坂池田家の輝録・輝廉父子、池田一門、政倚の親族旗本、そして池田家と懇意と思われる旗本が招かれている。さらに、政倚の家臣への料理が出されるとともに、逆に政倚からは岡山池田家への「御姫様」や岡山藩士へ料理が出され、最後に政倚へ刀が贈られた。岡山藩あげての行事であったといえる。

鴨方池田家の吉事は、本家である岡山池田家にとっても吉事となった。分家が活躍すれば本家の名誉につながり、逆に後述するように分家に問題が発生すると、本家の体面にもつながった。分家は本家のためにも、名誉とされる活躍が求められた。

(6) 岡山藩と幕府・諸大名

岡山藩が幕府や諸大名との交流を行う際に、分家はどのような役割を果たしたのであろうか。

宝永四年(一七〇七)四月七日、政倚は岡山藩邸で綱政と対面した後、綱政とともに江戸城へ登城した。綱政が登城したのは、昨日老中より当日登城すべしとの奉書が届いたからである。両者が登城すると、綱政の嫡男である政順の縁組が正式に幕府より認められたことが伝えられた。⁽¹⁹⁾一門として、政倚が岡山藩主を補佐している様子がか

がえる。

同年四月一二日、綱政の参勤交代における岡山帰国にあわせ、幕府より上使が派遣された。この際、政倚は岡山藩邸の門内で待機して上使を迎え、また上使が藩邸から帰る際には見送りをする役目を果たした。²⁰⁾

本家と諸大名の交流の場でも、分家の活動をみる事ができる。元禄一五年（一七〇二）四月二六日に越前松平家の松平吉品の婚礼が執り行われた際には、輝録嫡男の池田輝廉が綱政の名代として福井藩邸に出かけている。これは、輝廉か政倚のどちらかを名代にするところ、輝廉が選ばれたことである。²¹⁾

また、同年六月二五日、綱政の娘が土佐藩主山内豊房に嫁ぐ際には「御送」として、乗り物の行列の最後列近くで従い、土佐藩邸まで綱政の娘を送った。²²⁾

以上、平時の岡山池田家と鴨方池田家の関係をみてきた。池田政倚は岡山藩のなかで高い格式を与えられていた。また、岡山藩の多くの儀式に参加して、時には岡山藩主の名代となり家臣をまとめた。江戸においても、岡山藩邸で幕府の上使を迎え、江戸城に同道するなど岡山藩主を支えた。一方で、岡山藩主の先払いを行い、藩主の命令に応じて岡山城に登城することもあり、家臣としての側面も持ち合わせていた。鴨方池田家の吉事は岡山池田家の吉事であり、岡山藩で祝儀が催された。

これらからみえてくるのは、岡山藩内でみた場合、政倚は一大名というよりも、一門として岡山藩社会の一員となり、活躍する姿である

といえる。しかし、輝録が幕府の儀式を優先して岡山藩の儀式に遅れて参加する様子は、幕府の存在が、本家と分家の関係に影響を及ぼすことを示唆するものといえるのである。

二 家督相続問題からみる本家と分家の関係

次に家督相続問題という「非常時」から政倚の活動を検討する。政倚存命中、池田家は本家・鴨方・生坂ともに、順調に家督相続が行われたわけではなく、それぞれが問題を抱えることになる。岡山池田家と生坂池田家の事例からは政倚の果たす役割がみえる。また、鴨方池田家の事例からは、本家の分家に対する姿勢がみえるため、あわせて検討したい。

(1) 岡山池田家

1 後継者としての政倚

政倚は一時期、岡山藩主の後継者候補の一人とみなされたことがある。綱政から継政への家督相続の経緯については、大森映子氏がすでに紹介されているが、ここでは政倚の立場から検討してみたい。

岡山池田家の後継者はなかなか決まらなかった。綱政の嫡男である吉政が早くに亡くなり、その後継となった政順も、宝永六年（一七〇九）九月に他界してしまったからである。

政倚は政順が亡くなった同年に、従五位下内匠頭に叙任され、翌宝永七年に綱政より官位叙任祝いが催された。政倚が江戸からの帰着後にあわせて行われたのである。岡山城内の招雲閣で行われ、政倚他、

岡山藩重臣の伊木将監・池田主殿・池田刑部・土倉市正・日置隼人が相伴という形で参加している。池田輝録は江戸におり、参加していない。

この祝いの席で、政倚達に綱政から次のような話が伝えられている。²⁴ すなわち、綱政は、綱政の息子であり、岡山藩の家臣筋であった天城池田家に養子に入っていた茂重郎（後、継政）を、「江戸へ御参府之上御老中江御相談被遊、御呼越可被遊候」と本家へ戻すことを考えていた。そして「茂重郎様江被遣置候御領知三万石無相違豊次郎殿江被 仰付、池田古内膳名跡之儀ハ主膳様之御次男亀次郎殿江三千石無相違被 仰付候」と天城池田家には茂重郎の代わりに豊次郎（同じく綱政子、後の政純）を送り、家臣筋の池田内膳の後継には亀次郎（綱政孫、後輝言）を入れることとした。

この史料では、政倚が家督問題にどこまで加わっていたかは判然としないが、政倚と年寄中に仰聞かす²⁵とあり、事前に綱政たちと一連の家督問題について協議したとも考えられる。少なくとも政倚は他の重臣と共に池田家内の家督相続者について真っ先に知る立場であったことを指摘しておきたい。

茂重郎が相続する件に関しては、この後も一門内から慎重論があり、旗本で一門の池田政森は、政倚について①政倚が若い藩主の後見人をする、もしくは②政倚を綱政の養子にして、茂重郎と豊次郎を政倚の養子にする、という案を出している。²⁶ 案自体は岡山藩内から出されたものではなく、実際綱政は政倚を後継者としていないので、岡山藩内の分家への認識とは異なる可能性も否定できない。しかし、政倚が候補者にあげられたことは注目してよい。分家は岡山藩の後継者た

りうると周囲から認識されていたことがわかる。また、後述の通り、政倚は綱政次代の継政の補佐を行う様子が確認できるので、あるいは綱政は①を選択したのかもしれない。

2 綱政死去に伴う政倚の役割

次に、綱政が亡くなった前後の政倚の動きを検討したい。綱政が体調を崩したのは、正徳四年（一七一四）一〇月頃のことである。当時岡山にいた綱政は一日ごろに食欲がなくなった。当初は規式も通常通り行い、医者²⁷の診断も榎宗節を除けば「軽き御事なり」ということであつたが、その後も体調は良くならず、予定されていた参勤交代も医師や家臣の進言で延期になった。²⁸

当時、政倚も岡山にいた。一方の生坂池田家の池田政晴は江戸におり、幼少のことであつてか、発言する機会はなかった。

同月一三日、政倚は京都より医者を呼ぶべきと主張した。この後一時期綱政の体調は落ち着いたようであるが、²⁹ 同二一日、京都の一条家の幹旋で医師の三輪了哲が岡山へ来た頃には、再び悪化していた。日を追うごとに悪化する綱政に、了哲は薬の処方³⁰を辞退した。政倚が強く望んだため調進したが、それでも回復しなかった。その後了哲はまたも薬を辞退した。結局了哲の治療は効き目があまりなかったらしく、了哲は暇を出された。³¹

同月二九日に、綱政はついに息を引き取った。すぐに江戸への使者が出され、また在国の池田一門や家老中へも連絡がなされた。法事役人の総奉行は池田主殿が選ばれている。

出棺の四日前の一二月一四日、多くの家臣団から落髪したいとの希

望が出されたことにたいし、池田主殿から家臣の松原藤介ほか、家臣団へ次の様な申し渡がなされている²⁹⁾。

松原藤介

此度落髮仕 御棺之御供仕度由願候趣、 内匠頭様江申上候処、尤之存念ニ被 思召候、乍然此度御遺物之御用被 仰付、江戸江被遣候ニ付、御差留被成候、御法事済候ハ、早速罷下可申候、野間五左衛門、右御用ニ御差加江被成候可申談旨

(中略)

一、御小納戸者落髮之義願出候、御手近ニ御奉公申上候者之義ニ候得ハ尤ニ候、然共中間不殘落髮仕候義ハ如何ニ候間、川村平太兵衛、小森喜太郎、水野左太郎落髮可仕候、青地藤四郎、近藤久之丞ハ御用有之ニ付御差留被成候、其外ハ御聞届之上御差留被成候旨 内匠頭様御差函ニ候由、稲川佐内江主殿申渡候

一、御近習見小姓中落髮之義願出候、右同断ニ付、稲川佐七郎、青地亦吉、安藤前太夫、中村善右衛門落髮可仕候、其外ハ御聞届之上御差留被成候旨、内匠頭様御差函ニ候由、松原藤介江主殿申渡候

家臣の希望に関して、主殿から政倚に相談したところ、政倚はもつとものこととは言いながら、御用のためという理由で多くを差し留めた。その理由として、文中にもある通り全員が落髮すれば、葬儀はもちろん後々の岡山藩政の運営が困難になることがあげられよう。

このように、法事役人の総奉行である池田主殿は、家臣団の扱いについて政倚の指示をうけており、分家が藩主不在の際に家臣団に対して半ば命令をしている点に注目したい。分家は本家の非常時の際に

は、その代理となることを求められたのである。

江戸では二月一日、綱政嫡男の継政へ岡山池田家の家督相続が無事認められた。その旨は岡山にいる政倚へも伝えられ、政倚は宗廟への「御達」を勤めて、先祖への報告を行っている³⁰⁾。

政倚は参勤交代で、同年四月九日に江戸に到着した。同月一日、継政が日光での法会が済んだことの「御歎」として江戸城に登城した際には、政倚が同道している³¹⁾。この後も、政倚は享保二年(一七七一)に江戸において、帰国した継政の名代として將軍家から領知判物を賜っているなど、对幕府においても藩主名代として活動していることが確認できる。継政の補佐・名代を勤めたのであろう。

(2) 鴨方池田家

次に、政倚本人の家督相続問題について検討したい。政倚には庶子鍛冶之助がいたが、早世した。そのため、享保元年(一七二六)に、先述の輝言(II采女、軌隆庶子)を養子とした。同六年に將軍徳川吉宗に拝謁するものの、病弱であった。そのため、享保一〇年に岡山藩主池田継政のもとに引き取られることになる。

具体的な動きが始まるのは、前々年の享保八年からである³²⁾。実際に運動を進めるのは、岡山藩士の森半右衛門・伊庭平内・小島権内・生形弥一左衛門・安藤七郎大夫・志水忠右衛門である。あわせて、鴨方藩士の浅津源兵衛とも申し合わせて行動するよう岡山藩より指示が出ている。

幕府への働きかけとして、池田政應・山内豊清・大井政長・池田由道を「御四人様」と呼び、協力を依頼した³⁴⁾。池田政應と池田由道は池

田一門の旗本である。山内豊清は土佐山内家の分家旗本で、正室が池田政言の娘であった。政倚とは義理の兄弟にあたる。大井政長は特に池田家と血縁関係はないが、先述の政倚の家督相続の祝儀の際にも名前が見えており、岡山藩あるいは鴨方藩とは懇意であったようである。池田家にとって「取次」のような役割を果たしていたのかもしれない。なお、継政の岳父である仙台藩主伊達吉村へは、「御相談ニ而者無之御知せ迄之儀ニ候」と、報告だけはしていたようである。

池田家としては、継政も政倚も国元にいたため、運動が成功するかは難しいと考えていた。しかし、「采女様御十五被為成、公辺其御十六ニ御座候故、当暮者御袖茂被留候様ニ無之ハ不成儀、月次御登城茂御願被成候様ニ有之御時節故御延引難被成」と輝言の年齢から、幕府への出仕が避けられなくなることに危機感を感じていた。輝言については「御生得御おろかに被成御座」とも記されており、もしかすると体質以外にも問題があったのかもしれない。岡山藩としては、「殿様御趣意者御乱気之様ニ外江不見様ニ被遊度候間」と、本家継政の体面に気かけながらの運動であった。

幕府への運動としては、老中安藤重行を頼り、用人の有賀金兵衛が窓口であった。「御四人様」も、「殊更内匠頭様ニ茂御休足之事ニ付、此節御願被差出候義可成筋何共何連茂難相考御座候」と実現が可能か否か不安視していた。政倚の体調については、「休足」と記されており、事実二年後まで参勤交代をしていない。体調があまりよくなかった可能性がある。そして、「御願之義先御延引被遊候様ニ申上度奉存候得共、御国許ニ而大概御極被成、対馬守様江御相談可被成思召寄候故、左候ハ、御手筋之儀御座候間、対馬守様御内談之方可

然奉存候間、御留守居共之内壹人罷越、対馬守様御用人江密談仕、御内々御差図承度由申候方可然与奉存候段、御四人様共被仰候」と当初は運動自体の延引をも視野に入れながらも、安藤への働きかけを重要視していた。

一月一八日、有賀のもとへ七郎大夫が出かけた。そこで七郎大夫が申し入れたのが次の内容である。

池田内匠頭養子采女儀幼年々病身之方ニ御座候而、生立虚弱ニ御座候趣、近年病身茂却而募り申候故、夫ニ随気性疎御座候而、世辺之勤無覚束体ニ御座候、依之、大炊頭茂色々致了簡見合候得共、兎角思召之体ニ而者相談仕候事如何可有之哉と此段、大炊頭別而気毒ニ存、内匠頭江茂申談候処、内匠頭者別而不便ニ存、何とそ見合せ申度趣ニ有之候、然共今年八十六歳ニ罷成候得者、来春々月次之出仕等奉願答ニ候得共、右之病身生立之模様ニ而者、月次出仕奉願候儀難申上趣ニ御座候、然者、大炊頭内存ニ国元へ引取申度存候段、内匠頭江も強而為申間候、依之内匠頭本家之儀ニ御座候得者、大炊頭内存之趣ヲ兎角難申訳ニ御座候、第一者来年出仕難成艱何共迷惑存罷有候へ者、旁以、大炊頭存念内匠頭難黙止所茂御座候、然故、大炊頭今度奉願候而、国元へ采女引取申度与存義ニ御座候、右引取候願差出候ニ付而ハ時節茂可有御座義奉存候、此節ニ茂引取申度と、大炊頭存候趣意者采女年来ニ付延引難仕内存之趣御座候由対馬守様御用番之節願上申度旨ニ御座候故、先其許様迄打明シ候而及御内談候、御内々之又御内談ニ而御座候間、宜様ニ御取計被成被為附御内意被下候様ニ仕度奉存候

(後略)

輝言が引き取られる経緯が記されている。すなわち、継政が「気の毒」に感じて政倚に「申談」、そのうえで「強而為申聞」せているのがわかる。政倚も本家の存念を「難黙止」く、継政の考えを受け入れたことがわかるのである。つまり、今回の運動は本家である岡山池田家の意思であった。

これに対して、有賀の返答は厳しいものであった。¹³⁾

一、御願被差出候義、品々御座候、加様之儀者而御願二而御座候、内匠頭様ハ茂御願書被差出付二御座候

一、此節御願被差出候儀、大炊頭様 内匠頭様共御在所二被成御座

候得者、御一家様を以可被差出候得共、是ハ重キ御願二御座候、

御家来を以御国元ハ被 仰越候而之御願二候得者、先者難被成筋

二存候由、当時養子返し之儀御吟味強ク御座候得者、品々ハ已後

御養子願難成御方様茂御座候、急成義者格別無左候得者、御家御

相統之儀者重キ義二而御座候故、御在所ハ御願候事旁以難成筋二

御座候由

一、右御願被差出候元ハ内匠頭様御家二付たる儀二候得者、御同人

様御在所二被成御座候而者御願難被出筋二御座候由

(後略)

すなわち、①政倚からの願書も必要である。②継政も政倚も国許で

あるので、一族をもって願書を差し出すべきであるが「重キ御願」で

あり、家臣を国許から出しても難しい。③現在養子を戻すことは吟味

が厳しくなっており、それ以後養子願いを出すことが難しくなってい

る方がいる。④政倚が在国のため願いを出すことが難しい、というこ

とである。運動はうまくいきそうにもない、という結論である。

その後、一月二五日に再度有賀から七郎大夫のもとへ参るべき手紙が届いたため、即時に赴いたところ、以下のように聞かされた。¹⁴⁾

池田内匠頭様御養子采女様御儀二付委細被仰聞候、(中略) 此節

大炊頭様・内匠頭様・丹波守様とも御在国御在邑二而被成御座御

願候得者、過急なる儀子細茂御座候様二何れも不審を附申所二御

座候、其上重キ御儀二御座候得者、御在国御在邑二而此御願被仰

越候事難被成筋二御座候、然時者来年月次之御出仕難被成趣被仰

上候得者相済申義、追而御願之筋御座候時之御基等も可罷成義与

頃日御挨拶申候得共、大炊頭様思召寄兎角内匠頭様御家御相統之

所第一二御座候由、(中略) 右御見合被成候内、若不意之義御座

候而、御相統被成度儀茂御座候ハ、其節御相統之御妨二成申儀

無御座候御病氣与御座候而茂其趣急度不被 仰上候得者、御相統

差支不申候、其上二而采女様弥御病氣二而 御公辺御務難被成候

ハ、又其上者如何様とも御了簡成申義二御座候、右之通段々申

詰候得者、先来々春迄御見合被成何事茂御沙汰不被成方宜有御座

候由、畢竟内匠頭様御年来旁以御相統之所危キ事無御座様二と存

候、依之右之内にてハ御出仕之御願御延引二而御不念之方ハ輕キ

儀二御座候、御相統之危儀重キ義二御座候故、右之通得御意候、

右御願者以後被仰上候とて而御願二而御座候

継政も政倚もそして生坂池田家の池田政晴も江戸不在とあっては、

運動実現が厳しく、その間輝言の出仕が厳しければ、その旨を幕府に

願えばよいのではないかと述べる。継政は鴨方池田家の相統を第一に

考えていたが、有賀は運動を御見合わせている内に、もし不意のこと

で政倚の相統を行うことになっても、幕府へは輝言の病を詳細に申し

上げなければ相統の差支えにはならないと指摘する。そして仮に輝言が家督を相続して、病で公務ができないとなると、それはその時に考えを巡らせればよいとまで述べている。そのうえで、あくまでも政倚が江戸に下る来々年の春まで運動を見合わせることを主張している。

これはあくまでも有賀の主張ではあるが、多分に老中安藤の考えが反映されていると考えて相違ないであろう。輝言の病状を知りながらも、それを公にしなければ問題にせず、あくまでも政倚が在国している方を重要視して、運動が実現しないとみているのである。家の「実情」よりも幕府への運動の「形式」を優先する姿勢がみてとれるのである。

これを受けて、岡山藩の働きかけは一旦中断する。岡山藩としても、老中の意向に逆らってまで運動を進める意志がなく、かつ鴨方池田家の存続について一定の見通しがたつたと考えたのだろう。運動が再開するのは二年後の享保一〇年三月であり、政倚が江戸に下るのにあわせて再開された。月番老中水野忠之に対し、旗本桑山一慶を通して相談をしたところ、御願書を差し出すようにとの指示があった。継政の願書を池田政應が、政倚からの願書を大井政長が差し出した。この際、水野より、同時に「跡養子」を願い出るように指示があったため、輝言の代わりに弟の軌明（安之丞）を養子に迎えることとして、認められた⁴⁵。

ところで、政倚の後継者問題はこれでも解決しなかった。軌明も病弱であったためである。元文二年（一七三七）四月、軌明を岡山藩へ引き取る運動が始められる。この際、「内匠頭様御願被成、其段被聞召、御気毒成儀ニハ被 思召候得共、只今之御趣ニ而ハ、左様ニ茂

無御座ハ成間敷旨ニ付、其通と思召候段 内匠頭様江被仰懸候」と政倚からの願いがあり、継政が認める形で話が進んでいる。輝言を引き取った際に比べ、詳細な経緯は不明であるが、山内豊清へ相談がなされ、岡山藩・鴨方藩ともに願書を月番老中の本多忠良へ一門の池田政相が差し出している。「采女様御帰之節之一件御留帳を以相しらべ候」とあることから、輝言の際の一連の流れが参考になったと考えられる。運動の進め方は輝言の場合と大きく変わらないといってもよい。

軌明が養子から外れたことで、政倚の跡継ぎ問題が再燃した。この際、後継者と定められたのが先述の池田由道の庶子である兵部（政方）である。政方が後継者に選ばれた経緯を示す史料は確認できなかったが、由道はもともと岡山藩家臣天城池田家の出身であり、岡山藩と血縁関係が比較的近いことと、さらに輝言を引き取る際に由道が運動に加わるなど、岡山藩と懇意であったことが決め手になったと考えられる。政方は翌元文三年に家督を相続した。

(3) 生坂池田家

政倚当時の生坂池田家の当主輝録は、政倚にとつてはおじにあたる。輝録には嫡男輝康がいたが、宝永三年（一七〇六）に、家督相続をする前に亡くなった。輝録の他の子どもは早世しており、養子を探す必要があった。そこで選ばれたのが、軌隆の長男であった政晴（善太郎）である。政晴は宝永元年（一七〇四）に誕生し、同五年に輝録の養子となった。正徳三年（一七二三）十一月に養父輝録が亡くなるのと、翌年二月に正式に家督を相続した。しかしまだ一一歳と幼少で、政晴が家督を相続するにあたっては、一月に生坂池田家の関係者に対

し、綱政からの「御意」を記した書付が渡された。同じ書付は政倚にも渡されている⁴⁸。

当日廿日、於御後園、高木庄右衛門、雀部次郎兵衛并生駒治右衛門、片岡清右衛門、右四人江福川佐内、松原藤介、御意之趣申聞（中略）此書付、於江戸、内匠頭殿江も入御披見事（中略）

善太郎様、御幼稚方御園にて御そたち、御側近相勤候者共も、御公儀相不案内之者共二候、此度丹波守様御名跡御相続被成候上ハ、御家老共、其外頭立候者共、能々相心得、御成長被遊候様二可仕候、少将様之御孫と不奉存、丹波守様之実之御子と存、諸事御格式、御勤等之儀、丹波守様之通二被遊候様二と被思召候、何としても、少将様之御孫と存入、

若殿様、豊次郎様之御様子二准申様二可有之哉と被思召共、丹波守様御存生二被成御座候得ハ、何角思召寄、御差図も可有之候得共、此度之御仕合二候得ハ、右之御趣意之通、御家老共始、御用人共相心得、御作法能、御氣随も無之被遊、御成長候様二と奉存、無間断可相勤旨、此度御下り二付、内匠頭様、諸事無御遠慮御差図被遊候様二と、小堀彦左衛門可申上旨被仰付、右之趣何もへ可申聞由御意二候

書付を渡された雀部次郎兵衛は、当時岡山藩から派遣された附人である⁴⁹。おそらくほかの三人も生坂池田家の家臣であったと思われる。

善太郎（政晴）は幼少より後楽園で育ち、側近たちも公儀について不案内である。少将（綱政）の孫とは考えず、丹波守（輝録）の息子と考え、輝録の時代通りに諸格式などを行うことと念を押している。そして家老共をはじめ、御用人なども心得、作法よく氣随もなく、無

事に成長するように諭す。

江戸にいる政倚に対しては、政晴に遠慮なく指図するように命じている。池田一門で政晴を支え、当主として成長するように目指している姿勢がうかがえる。

以上、家督相続をめぐる本家と分家の動きを概観した。岡山池田家・鴨方池田家・生坂池田家それぞれに問題を有していた。岡山池田家では、政倚は一時期後継者とも目され、綱政の危篤・死去の際には岡山藩の家臣をとりまとめ、藩主の代理を勤めた。継政が家督を相続すると、補佐を勤めた。生坂池田家では、幼少の政晴に対し、政倚が意見を述べることを求められた。岡山池田家・生坂池田家ともに当家が若く、政倚はいわば池田家の長老的な役割を求められたのではないだろうか。

政倚自身も後継者には悩まされた。その際、積極的に介入したのが本家であり、運動は岡山池田家主体で進められた。本家は自らの「体面」にも関わりと考えていた。幕府は政倚自身の主体性も求めており、結局岡山藩側も、幕府側の意向で運動を進めることになった。本家と幕府では分家に対する微妙な認識の相違があることがうかがえる。

おわりに

本稿では、政倚を中心に本家と分家関係を検討してきた。政倚は平時でも非常時でも、また国許の岡山でも江戸においても、岡山藩主を

支え、藩主の名代・補佐を勤めた。政倚は分家大名というよりは、池田家の一門として、そして岡山藩社会の一員として岡山藩主を支えていた。

このような姿は、分家側も自覚していたと思われる。政倚の次々代にあたる池田政香には『止仁録』と呼ばれる言行録があり、そのなかで、自らの分知について述べている箇所がある。すなわち、「君御近習の者へ言う、烈公^(光政)之御意に、上様は日本國中の人民を天より預り被成候、國主は一國の人民を上様より預り奉る（中略）上に不忠民に不仁國主の罪死にも入られすとの御趣意扱々尊き御言葉なり 我等不肖の身として先祖より二萬五千石を領して國民を安んずる手伝をするなれば恭敬すべき事なり」。また、「我等不肖にして二萬五千石の邑を先祖より受継て預りたるは分に過たる事也。然者烈公の國民を餓しては罪死にもいれられすと宣ふ、御言葉を少しの間も忘るましき事なり。かく御分知を被成たるも治國の助けをさせしめんとの御心なるへし」と述べる。政香は光政の存在を強く意識し、その言動から「小烈公」とまで称された人物である。ここでも光政の言葉を引用しつつ、岡山藩から分知された鴨方藩について触れており、「手伝」もしくは「助け」という表現を用いているのが注目できる。「國」とは岡山藩をさし、そのうえで本家の「手伝」と、「治國の助け」をすると考えるのが妥当だろう。政香は、光政が本家の岡山池田家を助けるために分知を行い、また自らもそれに応えようと考えていたのだと思われる。

逆に、本家は分家をどのように認識していたのだろうか。政倚の後継者問題では、岡山藩が積極的に関与した。この際、岡山藩では岡山藩主の「体面」にも関わることを考えていた。いわば分家の問題は本

家の不名誉に繋がるのである。一方で、分家の名誉は本家の名誉につながった。そのため、分家が幕府の諸役を勤める際には本家も積極的に援助にあたり、分家に吉事があれば、本家でも祝儀が行われたのであろう。

ところで、分家に対する認識は、幕府と本家では、少し異なると考えられる。政倚の後継者をめぐつての運動においては、本家主導のもつとで進めようとする岡山藩側と、分家である鴨方池田家の運動がもつと必要であると主張する幕府側では、分家に対する認識に違いがあった。すなわち、全面的に本家の管理下と考える本家大名側と、分家の独自性を認める幕府側の認識の違いである。今後は幕府がどのように分家大名に接し、またそのことで本家・分家関係にどのように影響を及ぼしたのかをさらに検討する必要がある。

註

- (1) ここでは代表的なものとして、松平（上野）秀治「大名分家の基礎的考察―「内分」分家を中心に―」（『研究紀要（徳川林政史研究所）』昭和四七年度、一九七二年）、田中誠二「萩藩の本・支藩関係をめぐつて」（『山口県地方史研究』第六一号、一九八九年）、倉持隆「宇和島藩主伊達村候と仙台藩―寛延二年本家・末家論争を中心に―」（『地方史研究』第二八九号、二〇〇一年）をあげておく。
- (2) 拙稿「岡山藩池田家における分家大名への認識とその活動」（『岡山地方史研究』第一二九号、二〇一三年）
- (3) 野口朋隆「江戸大名の本家と分家」（吉川弘文館、二〇一一年）
- (4) 野口朋隆「近世分家大名論―佐賀藩の政治構造と幕藩関係―」（吉川弘文館、二〇一一年）
- (5) 『新修倉敷市史』（三）（倉敷市、二〇〇〇年）

- (6) 岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」所収『日次記』元禄九年正月～正徳四年一〇月 C一〇一八〇〇～C一〇一三二四。『日並記書抜』(二)～(四) C一〇一八八五～C一〇一八八七。本稿では、神原邦男『岡山藩主池田綱政の日記』第一期全二三卷(二〇〇〇八～二〇一四)を参照した。
- (7) 『日並記書抜』(三) 元禄一七年一月一日
- (8) 深井雅海『図解 江戸城をよむ』(原書房、一九九七年)
- (9) 『日次記』宝永四年一月一日
- (10) 近藤萌美「江戸前期岡山藩主の先祖祭祀とその思想背景」(『岡山県立記録資料館紀要』第九号、二〇一四年) 近藤氏によると、綱政期には綱政と鴨方池田家の池田政言が祭祀の担い手であるとする。ただし、政言がどのような役割を果たしたかは具体的に記されていない。
- (11) 『日次記』元禄一五年三月三日 同ような事例は、綱政が寺を訪れる際にも確認できる。例えば、宝永二年(一七〇五)九月二日に綱政が曹源寺へ参拝する際には、先に同寺に詰めて「御迎」として山門で待機する姿がみられる(『日次記』宝永二年九月二日)。また、寺社参詣ではないが、宝永四年五月、綱政が岡山に帰国した折には、摂津兵庫から乗船し、領内の牛窓で下船した際に、政倚が綱政の庶子軌隆とともに川口まで出迎えている。そこで対面を果たしたのち、先に岡山へ戻り、綱政が岡山城に到着後に挨拶を行っている。
- (12) 『日次記』宝永六年八月一日
- (13) 『日次記』宝永四年八月二七日
- (14) 『日次記』宝永六年八月一八日
- (15) 倉地克直「東照宮祭礼について」(『近世の民衆と支配思想』柏書房、一九九六年)
- (16) 『日次記』宝永四年九月一七日
- (17) 『日並記書抜』(三) 元禄一三年一〇月二八日
- (18) 『日並記書抜』(三) 元禄一三年一二月四日
- (19) 『日次記』宝永四年四月七日
- (20) 『日次記』宝永四年四月二二日
- (21) 『日次記』元禄一五年四月二六日
- (22) 『日次記』元禄一五年六月二五日
- (23) 大森映子「大名家における後継者決定過程―池田綱政の後嗣をめぐる―」(『湘南国際女子短期大学紀要』第七号、二〇〇〇年)
- (24) 『日次記』正徳五年正月二〇日(C一〇一三二五/マイクロTCJ-〇二七)に一連の件についての「覚」がはさまれていた。
- (25) 大森氏前掲論文
- (26) 『池田家履略記』上巻 本稿では、日本文教出版刊行の資料を活用した。(日本文教出版、一九六三年) P六四七 正徳四年
- (27) 『池田家文庫』所収『曹源寺様御病中十月朔日より同十一月二十一日迄留書』(C一三一五六/YCE-〇〇二)
- (28) 『曹源寺様御病中十月朔日より同十一月二十一日迄留書』
- (29) 『曹源寺様御病中十月朔日より同十一月二十一日迄留書』
- (30) 『池田家文庫』所収『御家督被仰出候ニ付諸事留帳』C三―三四
- (31) 『池田家文庫』所収『日次記』正徳五年四月、C一〇一三二八
- (32) 『池田家履略記』上巻 P六六九 享保二年
- (33) 『池田家文庫』所収『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』C七―七一四 本史料では表紙に「享保九辰同十巳」と記されるが、実際には享保八年と同一〇年の記述がある。
- (34) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (35) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (36) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (37) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (38) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (39) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (40) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (41) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (42) 『采女様江戸より御婦多宮様江戸之御下向諸事御留』

- (43) 『采女様江戸より御帰多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (44) 『采女様江戸より御帰多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (45) 『采女様江戸より御帰多宮様江戸之御下向諸事御留』
- (46) 『池田家文庫』所収『多宮殿江戸より御帰一件』C七―七一五
- (47) 『多宮殿江戸より御帰一件』
- (48) 『日次記』正徳四年一月二二日
- (49) 『新修倉敷市史』(三)
- (50) 石坂善次郎編『池田光政公傳』下卷(一九三二年)
- (51) 室山京子「近世岡山藩における本家分家関係―生坂分家に対する財政的援助の実態―」(『倉敷の歴史』第一号、二〇〇一年)

(神戸大学経済経営研究所)